

■紹介状のない初診の患者様へ

当院におきましては、初診の患者様(※1)で他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)によらず直接来院した患者様については保険外併用療養費(初診に係る料金)として、4,400円(税込)をお支払い頂きます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではございません。

この制度は、厚生労働省の指導もとで200床以上の病院とその他の医療機関(診療所等)との機能分担の推進を図る観点から、平成8年4月1日健康保険法の改正により施行されたものです。

当院では、関東信越厚生局栃木事務所に届出した上で、平成18年10月より患者様に負担していただいております。

紹介状をお持ちでない患者様におかれましては、何卒ご了承承いただきますようお願い申し上げます。

※1: 初診の患者様とは

1. 初めて当院を受診される方
2. 以前の病気が治癒した後、再度受診される方
3. 患者様が任意に診療を中止されて、しばらく経過(1ヶ月以上)した後に、再度受診される方

令和元年10月1日
国際医療福祉大学病院